

インフォメーション Information

平成19年度春植え苗木の 申込みについて

双葉地方森林組合では、平成19年度春植え苗木の注文及び造林予定面積の申告を受付中ですので、お早めに申込み及び申告をお願いします。

- 1 苗木の予定価格（別途消費税）
スギ 124円/本
規格2〜3号
- 2 造林予定調書の申告に必要な事項
※予定造林地の地番、苗木の植栽本数及び印鑑
- 3 申込期限 平成19年3月31日（土）
- 4 苗木配布時期
平成19年4月上旬から4月下旬ごろ配布予定しております。
- 5 造林補助金について
造林補助金は、樹種転換地域（松林↓他の樹種）及び森林施業計画認定区域で植栽面積が0・10ha（1反歩）以上あれば該当します。
なお、詳しくは双葉地方森林組合へご相談ください。

6 申込先・お問い合わせ先
広野町役場建設課産業グループ
☎ 27-4163
双葉地方森林組合広野事業所
☎ 27-12341

「引越相談所」開設のお知らせ

引越シーズンのピークとなる3月・4月の2ヶ月間、トラック事業者の団体である福島県トラック協会では、「引越相談所」を開設し、電話などによる引越等の相談に応じます。

緑ナンバーのトラックを利用しての引越や、引越に伴う種々のサービスについてお困りのことがありましたら、最寄りの相談所へご相談ください。

1 引越相談所の連絡先

①いわき市
福島県トラック協会いわき支部
☎ 0246-58-8223
FAX 0246-58-8255

②相馬市
福島県トラック協会相馬支部
☎ 0244-37-3070
FAX 0244-37-3071

2 引越相談の時間帯
電話での相談は、土・日・祭日を除く月曜日から金曜日までの9時から16時まで、ファクシミリは終日で受付けております。

総務グループからのお知らせ

広野町では高校合格をお祝いするためレタックス（祝電）を合格者の皆様にお送りしていましたが、個人情報保護に配慮して今年から廃止することと致しましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

広野町奨学資金貸与事業のお知らせ

広野町では、平成4年度から奨学資金貸付事業を実施しておりますが、平成19年度からは、新たに短大と専門学校（学生も対象に加え、次のとおり奨学資金の貸与をします）で、お知らせいたします。

1 目的
広野町出身の学生であって、能力

があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資する。

2 貸与を受ける者の資格
次の各号に掲げる要件を備える者に対して申請に基づき貸与する。

- 1 専修学校専門課程（学校教育法（昭和22年法律第14号）第82条の3第3項の専修学校専門課程をいう。）、短期大学又は大学（大学院を除く。）（次号において「大学等」という。）に在学し、品行が正しく学術にすぐれていること。
 - 2 前号の大学等に合格した際に広野町に引き続き1年以上住所を有していること。
 - 3 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
 - 4 経済的理由により修学が困難と認められること。
- 3 奨学資金の額
奨学資金貸与額は、月額100、000円以内とし、本人の希望及び家庭の事情等を参酌して決定する。
- 4 申請手続き
貸与を希望する方は、奨学生願書等により広野町教育委員会に申込みください。
- 5 受付期間
平成19年4月1日から平成19年4月30日まで（期間厳守）
（ただし、土日祝日など役場閉庁日を除く）

公立双葉准看護学院 二次募集のお知らせ

- 6 お問い合わせ先
広野町教育委員会
☎ 27-4166（直通）
E-mail: kyouiku@town.hirono.fukushima.jp
- 1 募集人員 若干名
 - 2 受験資格
中学校卒業以上の心身健全なる者
 - 3 募集期間
平成19年3月15日（木）必着
 - 4 試験日
平成19年3月16日（金）
 - 5 合格発表
平成19年3月19日（月）
 - 6 試験科目
筆記試験（国語、数学）、作文、面接
 - 7 出願書類
(1) 入学願書（本学院指定用紙）
(2) 調査書
最終学校（専門学校及び専修学校卒業者は、中学校または高等学校、短大・大学卒業者は、高等学校）の所定の様式
 - (3) 卒業証明書又は卒業見込証明書
最終学校の所定の様式
 - (4) 入学検定料 10,000円
入学願書郵送の場合は、検定料は郵便為替（無記名）で書類に同封。又、受験票返信用として430円分の切手を貼付し住所を明記した封筒（12cm×23・5cm）を同封

第38回原子力発電所定検 必修技能教育受講者募集

- 8 願書提出先
〒979-1147
双葉郡双葉町大字長塚字合沢町31番地
公立双葉准看護学院
☎ 0240-3312990
- 1 募集対象者
原則として福島県浜通り在住者で地元定着し、原子力発電所の定期検査作業等に係る技能を総合的に身につけ、求職活動に備えようとする者。（原則として18才〜35才未満で、高等学校卒業以上の者）
 - 2 募集者数
10名程度
 - 3 応募手続
受講申込書（協議会所定用紙）を協議会事務局に提出して下さい。なお、一般健康診断個人票、電離放射線健康診断個人票を面接日以降、必要に応じて提出して頂きます。
 - 4 募集期間
平成19年3月12日（月）
〜平成19年4月9日（月）
 - 5 選考方法
作文、面接
 - 6 教育期間
平成19年5月下旬〜平成19年7月下旬（土日祭日を除く毎日）
 - 7 お問い合わせ先
福島原子力企業協議会
☎ 0240-3212497

平成19年春の火災予防運動

平成19年
3/1〜7
（木）（水）

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

3月1日から7日までの一週間、春の火災予防運動が実施されます。
この運動は、空気が乾燥して、火災が発生しやすい季節であることから、町民の方々に火災予防の意識を高めて頂くことにより、火災の発生・拡大を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。



台所での火災に注意!!

- こんろのそばを離れるときは必ず火を消しましょう。
- こんろの火が衣服に燃え移らないように気をつけましょう。
- 天ぷら油は加熱しすぎないように注意しましょう。

ストーブを使う時は正しい使い方を!!

- ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。
- ストーブを家具やカーテンに近づけないようにしましょう。
- 確実に火を消してから給油をしましょう。
- 部屋に誰もいないときは必ず火を消しましょう。
- ストーブのまわりには、スプレー缶等を置かないようにしましょう。

喫煙者はたばこの取扱いに注意してください!!

- 寝たばこは絶対にやめましょう。
- 灰皿に吸い殻をためないようにしましょう。
- くずかごに吸い殻を捨てないようにしましょう。

安全・安心社会は住警器から

あなたの家は住宅用火災警報器の設置はお済みですか？
住宅火災による死者数を低減するためには住宅用火災警報器の普及促進が不可欠です。できるだけ早い時期に住宅用火災警報器を設置しましょう!

お問い合わせ先

- 富岡消防署 ☎ 22-2119
- 楢葉分署 ☎ 25-2119
- 川内出張所 ☎ 38-2119